救急患者連携搬送料		
1	入院中の患者以外の患者	1,800点
2	入院1日目の患者	1,200点
3	入院2日目の患者	800点
4	入院3日目の患者	600点

【算定要件】

•救急外来を受診した患者に対する初期診療を実施し、**連携する医療機関**において入院医療を提供することが適当と判断した上で、入院医療を提供する目的で医師、看護師又は救急救命士が同乗の上、搬送を行った場合に算定可能(C004 救急搬送診療料と同時算定は不可)。

【施設基準】

- 教急搬送について相当の実績を有していること。
- •救急患者の転院体制について、**連携する医療機関**等との間であらかじめ協議を行っていること。
- •連携する医療機関へ搬送を行った患者の臨床経過について、転院搬送先の医療機関から診療情報の 提供が可能な体制が整備されていること。
- •連携する医療機関へ搬送した患者の病状の急変に備えた緊急の診療提供体制を確保していること。